

# 〈佐渡島〉と若衆歌舞伎濫觴の再検証

丸 茂 美恵子

キーワード：佐渡島歌舞伎、若衆歌舞伎、佐渡島与三次、佐渡島与三兵衛、  
日本伝助、段助

## 一、はじめに

若衆歌舞伎と〈佐渡島〉との関係については、守屋毅氏が「若衆歌舞伎と佐渡島座」(『日本芸能史5』「第一章 芝居と遊里 二 若衆と野郎」)で肝要な点を確実に執筆されておられる。それは本稿の議論の核心となるため、抜粋が長文になるが、以下に引用する。

『舞曲扇林』の伝承によれば、この遊女歌舞伎の佐渡島座が、一方では若衆歌舞伎の座をも経営していたことになる。

ところで、同じく『舞曲扇林』は、若衆歌舞伎時代の中心芸の一つとされる「十六番小舞」を、佐渡島座の女歌舞伎「お郡小太夫」(同書ではこれを女歌舞伎の始祖とする)から、狂言師の「角助」「伝助」そして鼓の「太左衛門」を経て伝えられたものとしている。これだけ見れば、初期歌舞伎のすべてを佐渡島座に関連づけようとする、同書の付会の説とも見える。

しかし、同書とまったく伝承経路を異にすると見られる、仙台・鹽竈神社蔵の『業平躍十六番』という、小舞十六番に類似した踊歌の奥書にも、同書が、元和(一六一五～二四)のころ、「浮世佐渡島歌舞伎之座の者」より、狂言師で猿若の名人「北野粥川の加左衛門」を経て伝わったと記されているのである。また、『歌舞伎事始』でも、「小舞唱歌十六番」は、佐渡島座出身の「竹島幸左衛門」が得意としたとする。

このように、伝承経路の異なると見られる諸書が、若衆歌舞伎の中心芸の一つと考えられる「小舞」の伝承について、ともに佐渡島座の関与を伝えていることは、若衆歌舞伎の時代に佐渡島座が最も高名な一座であったことを示していると考えられる。<sup>[注1]</sup>

筆者は、前稿「寛永文化としての遊女歌舞伎〈佐渡島〉の再検証」<sup>[注2]</sup>において、これまで断片的に扱われてきた〈佐渡島〉について諸書の内容を網羅的に取り上げて検証し、(1)張見世としての遊女歌舞伎の効果、(2)邸内で舞う高級な遊女像、(3)「御霊の歌舞妃」と寛永文化との関わり、(4)〈佐渡島おくに〉と名護屋三左衛門の〈おくに歌舞伎〉、

(5) 大坂に下向した段助(日本伝助か)の〈おくに歌舞伎〉、の諸点について論述した。それらの中で(5)の日本伝助は若衆歌舞伎との関連性が明らかだが、前稿では遊女歌舞伎に焦点を当てたため後考に委ねた。

前述守屋氏の考察でも明らかな通り、遊女歌舞伎を代表する〈佐渡島〉はいっぽうで若衆歌舞伎を創始し経営したと言われている。そこで、本稿では(5)に主眼を置き、「日本伝助」の人物像と「段助」との関連、さらに「段介」の〈おくに歌舞伎〉を見つめ直すこととする。

なお、前稿では〈佐渡島歌舞伎〉に関する資料に関しておおよそ成立の古い順に次の通り番号を付した。本稿では下記②③④⑧からの引用は行わないが、前稿と通し番号を統一するために全資料を掲げておく。

- ①「四条河原図屏風」(寛永期頃制作、静嘉堂文庫美術館所蔵、重要文化財)<sup>[注3]</sup>
- ②「洛中洛外図屏風」(「四条河原図屏風」より制作時期が少し下る、国立歴史民俗博物館所蔵)
- ③『慶長見聞集』(三浦茂正(浄心)、慶長十九年奥書)／『そろり物語』(三浦浄心、寛永十八年開板)
- ④『露殿物語』(寛永初年頃の成立)
- ⑤『東海道名所記』(浅井了意、原稿完了は万治三年・出版は万治四年(寛文元年)推定)
- ⑥『舞曲扇林』(河原崎権之助、万治後半～寛文初年・元禄二年～三年前半・元禄六年～七年前半推定)
- ⑦『業平おどり十六番』(天和元年霜月奥書)
- ⑧『本朝世事談綺』(菊岡沾涼、享保十九年刊)
- ⑨『古今役者大全』(八文字其笑・八文字瑞笑、多田南嶺、寛延三年刊)
- ⑩『歌舞伎事始』(為永一蝶、宝暦十二年正月)

また、前稿に引き続き、本稿でも固有名詞の混乱を避けるため、次の通り凡例を設けておく。

- 一、「佐渡嶋」ではなく〈佐渡島〉の表記に統一する。但し、引用文は原文の通りとする。
- 一、「佐渡嶋歌舞伎」ではなく〈佐渡島歌舞伎〉の表記に統一する。但し、引用文は原文の通りとする。
- 一、佐渡島歌舞伎系の伝承を〈佐渡島系伝承〉と表記する。
- 一、新潟県佐渡市に属する佐渡島(さどしま、さどがしま)は佐渡ヶ島と表記する。
- 一、「お国歌舞伎」や「お郡(くに)歌舞伎」とあるのは〈おくに歌舞伎〉の表記に統

一する。但し、引用文は原文の通りとする。

一、「佐渡島お郡(くに)」は〈佐渡島おくに〉の表記に統一する。但し、引用文は原文の通りとする。

## 二、「佐渡島与三次」と「佐渡島与三兵衛」

〈佐渡島〉とは、京都六条三筋町の遊女屋の名称かつその経営者の苗字であり、さらに四条河原で遊女歌舞伎を興行したことが明らかである。前稿では、歌舞伎成立史の中で断片的に扱われてきた〈佐渡島歌舞伎〉に関する資料のうち議論の対象になる箇所を抽出した<sup>[注4]</sup>。本稿では、その中から遊女屋と苗字を想定した〈佐渡島〉のみに絞って、成立の古い順に並べると次の通りになる(引用の傍点・破線は丸茂、以下同断。)

### ⑤『東海道名所記』

・(山科より京まはり宇治まで)「六条の傾城町より、**佐渡嶋**といふもの。四条川原に舞台をたて。けいせい、数多出して。舞をどらせけり。若上らうと云傾城や。また舞台をたて、能をいたす。脇もつれも。地うたひも。みな傾城ども也ければ。謡ハ蚊の鳴やうにて、をかしかりければ。後にハ。脇地うたひハ、男をやとひて、いたせり。」<sup>[注5]</sup>

### ⑥『舞曲扇林』

・「五 又、哥舞妓と書し事は。六条嶋原に**佐渡嶋**といふ響あり。遊女おほくかへ持、それ〜に芸を習せり。(略)」<sup>[注6]</sup>

### ⑨『古今役者大全』

・「○芸者・役者の差別の事  
名古屋三左衛門時代より、**佐渡嶋**といふ遊芸を教る者あり。」<sup>[注7]</sup>

### ⑩『歌舞妓事始』

・卷之一「**佐渡嶋坊** 初ハ与三次といふ。といへる者あり。能芸の妙を得て、遊女に此わざをほどこす。」<sup>[注8]</sup>

・卷之一「寛永年中に、**佐渡嶋坊**に習ひ得たる、六条の遊女等、芝居能といふ事を、其比所々にてこれをなす。」<sup>[注9]</sup>

・卷之四「○古人役者部類 ○立 役 次第不同 **佐渡嶋坊** 段助 (略) **竹嶋天竺** 左衛門 (略) **佐渡嶋伝八** (略) ○若衆形 延宝の比より以後 (略) **竹嶋幸三良** (略) 其外数百人ありといへども、古き立もの役者聞伝へたるを載たり。近世上手の役者かぞふるに尽せずといへども其中よりすぐり出してこゝに記す。」<sup>[注10]</sup>

・卷之四「先祖**佐渡嶋坊**より相続したる長五郎也。(略) 斯のごとく心を尽せし**佐渡嶋氏**の芸にハ神も納受し給はん。」<sup>[注11]</sup>

⑤『東海道名所記』と⑥『舞曲扇林』はほぼ同年代の書物で、それらに比して⑨『古今

役者大全』⑩『歌舞妓事始』は時代が下がるので成立年代が一様ではなく、いずれも〈佐渡島系伝承〉を反映した資料だが、〈佐渡島〉について次の行跡が認められる。

名護屋三左衛門<sup>[注12]</sup>(村山又八<sup>[注13]</sup>の師匠)の時代、六条三筋町の遊女屋〈佐渡島〉では、能の芸に極めて優れた佐渡島与三次(後に佐渡島坊)が遊女にこの技を施し、寛永年中<sup>[注14]</sup>、四条河原に舞台を出して大勢の遊女らを舞い踊らせた。それは能を柔らかくくずした舞であった。後代、役者の間では「佐渡島坊」を歌舞伎立役の筆頭に据えている。

この「佐渡島坊」は前述した⑥『舞曲扇林』の記述のあと、〈佐渡島〉抱えの多くの遊女の中から舞の上手であった小太夫をお郡と名を替えさせて北野七本松で初めて歌舞伎芝居を致し、「其後、津の国難波嶋にてお郡哥舞妓致しける。」<sup>[注15]</sup>と続く。さらに次条に、

六 (略) 本ふしをお郡に伝ふ。又、「かしわいで」といふ声雅を作り、是に曲舐て、始て難波嶋にて舞し也。今も浄るりを習ふ人は何の流にても、此「かしわいで」をならふ也。是を佐渡嶋哥舞妓ともお郡哥舞妓ともいへり。(略)<sup>[注16]</sup>

とある。「津の国」とは「摂津国」<sup>[注17]</sup>の古称で、「難波島」は大坂の木津川中州にあり寛永年間に開発が進んだ。

ところで、摂津国の地誌『摂津名所図会 大坂部 四下』(秋里籬寫著述、竹原春朝斎図画、寛政八年～十年刊、九卷十二冊。)に新町遊廓について、次のようにある。

新町傾城廓 新町橋の西方四町をいふ也往昔天正年中より民家建続き海舶の要津となれば其着船の所々に花魁の家あり其頃はまだ野原なりしを寛永年中此北に初て傾城廓官家より御許しあれば諸方の花魁を其の所にあつめ田圃を開きて新ふ町とせしゆへ世の人新町とよんで柳陌の惣名となれり其砌に木村亦次郎といふ伏見浪人の願によつて官より花巷の長をつとめさせらる此者瓢箪の御馬印を拝領して常に玄関に飾りしゆへ通り条を瓢箪町といひ居宅の町を亦次郎と呼ぶ又佐渡嶋与三兵衛といふ者上博勞に在て其比今の地に遊里開発の由縁によつて佐渡嶋町とよひ此西を越後町といふハ佐渡越後の国双の故也吉原町ハ北天満吉原よりこゝに移すゆへ旧名を呼んで街の名とす佐渡屋町ハ船場高麗橋条の佐渡屋何某といふ者此廓を開きし打餘りの北を故有て拝領し一町一家敷と住けるより佐渡屋町といふ其次を九軒町といふ初玉造九軒茶屋を引移して名とせり今ハ此北に六軒新堀町に三軒佐渡嶋町に三軒斗見ゆるなり夫此津ハ海舶輻湊の地なればむかしの江口神寄もこゝに在て長柄傘小高足駄紋日の道中身請の門出一笑千金の花の曙より二千里の月のゆふべも蘭麝のかほり濃にして哥舞の声糸竹の音洋々たりむかし此廓に総角夕霧吾妻松山などいふ花美全盛の太夫ありとて世に名高し傾城傾国ハ前漢の李延年が伝より出て国色の麗人を一城の尊卑こころを傾け一国の人民眼を送りて其容儀を賞ずるのみ也強に城を弊り国を摧す名にハあらず此廓初ハ大坂三郷の西端にして田園に続きしに後世次第に市中蔓り

て今難波津の真中となりぬ故に略して中ともいふ<sup>[注18]</sup>

江戸幕府公認の新町遊廓は、元和二年、加藤清正の家臣木村又蔵の曾孫木村又（亦）次郎が江戸幕府に遊廓設立を申請し、寛永六年、工事が落成し伏見町から移転して営業を始めたのを始まりとする。その通り筋を瓢箪町というのは、豊臣秀吉の瓢箪の馬印を拝領し玄関に飾ったことがその名の由来である。新町の五曲輪<sup>[注19]</sup>のうち佐渡島町は佐渡島与三兵衛が上博労町から移転し形成した廓で、三軒の遊女屋があったという<sup>[注20]</sup>。そのうちの富士屋は正式には「佐渡島屋」と言い<sup>[注21]</sup>、与三兵衛が経営者であった<sup>[注22]</sup>。

そこで本項では、京都六条三筋町の「佐渡島与三次」と大坂新町佐渡島町の「佐渡島与三兵衛」との名前の類似に着目する。結論を先に言うと、筆者は「佐渡島与三兵衛」とは「佐渡島与三次」の別名もしくは近親者であると考えている。同様の事例に、林又一郎が挙げられる。又一郎は京都二条柳町の遊里を創始し、遊女歌舞伎の又一歌舞伎を興行するいっぽう、六条三筋町<sup>[注23]</sup>から島原の遊女屋の経営を経て、後に大坂新町に移って扇屋<sup>[注24]</sup>を開いたことは明らかである<sup>[注25]</sup>。

さて、筆者が「佐渡島与三兵衛」とは「佐渡島与三次」の別名もしくは近親者であると考えた根拠は、〈佐渡島〉抱えのお郡小太夫が難波島で〈佐渡島歌舞伎〉（〈おくに歌舞伎〉）を興行したことである。「難波島」は木津川と三軒家川に挟まれた島で、天正年間には遊女屋が許されており、『摂津名所図会 東生郡 / 西成郡 三』に、

難波嶋 今の難波村をいふならんか又これより西に難波瀉といふありその証詳ならず  
此辺に月正嶋勘助嶋寺嶋四貫嶋西嶋百嶋等の嶋々の名多し名義鮮ならされバ  
こと〜く記す事能わす<sup>[注26]</sup>

とある。名称の由来について、時代は下がるが、『摂津名所図会大成』（暁鐘成著、松川半山・浦川公佐画、安政二年頃成立）には、「難波島」は「木津川にあり この地船大工職多く常に海舶を作事す」と述べ、さらに「芦分船言 昔日難波の住人ひらきし所なれば此島の名とするにや云々 いつくはあれど此浦のけしき猶いふにたらず」と記されている。<sup>[注27]</sup>

ゆえに、〈佐渡島おくに〉（お郡小太夫）が難波島で〈おくに歌舞伎〉（〈佐渡島歌舞伎〉）を興行できたのは佐渡島与兵衛の後ろ盾があったと考えるのが妥当であろう。逆に言えば、博労町に佐渡島与兵衛が遊女屋を築いていたからこそ〈佐渡島おくに〉は難波島で〈おくに歌舞伎〉を興行できたと考えるのが順当かもしれない。

よって、「佐渡島与三兵衛」とは「佐渡島与三次」の別名もしくは近親者であると考えてほぼ相違なからう。

### 三、「日本伝助」という人物像

⑥『舞曲扇林』には、次の通り、若衆歌舞伎の始まりを〈佐渡島〉に結びつける伝承がみられる。

- ・「七 又、若しゆかぶきといふ事。佐渡嶋か子に左源太・小源太とてあり。二人ともに芸よく致し侍る故、四条河原町におゐて始て若しゆかぶき致し、それより次第に四条河原に芝居あまた出来ぬ。」<sup>[注28]</sup>
- ・「廿七 (略)  
○若女方・同若衆方始まりは、佐渡嶋哥舞妓の時、左源太・小源太より始りければ、是を始とする。それより次第におほく出きぬればまぎらはしく、いづれを始とすべき事もなし。」<sup>[注29]</sup>

「佐渡嶋か子に左源太・小源太」については詳らかにしないが、菱川師宣または同門の手によって描かれた⑥『舞曲扇林』の挿絵<sup>[注30]</sup>は、秘伝書的な性格をもつ第Ⅰ期(万治～寛文初年)にはない。出版を目的とした第Ⅱ期(元禄二～三年前半)ないし第Ⅲ期(元禄六～七年前半)に付加されたと筆者は推測するのだが<sup>[注31]</sup>、五丁表・四丁裏には若衆二人に舞を教える「日本伝助」が描かれている。「日本伝助」は周知の人物だが、〈佐渡島歌舞伎〉に関する資料の中から「日本伝助(伝介)」関係の事柄について抜粋する。

#### ⑥『舞曲扇林』

- ・「十 (略)  
右十二番は、お通極められてお郡にあい伝へ、女子のいとけなきに仕触小舞と名付ておしへ、若しゆかぶきに成ても男子のいとけなきに初に是を習ふ。ゆへにおしきせといへり。実は仕触小舞也。次第に不吟味に成きたりしゆへ、今、人ごとにしつけ小舞おしゆれども小舞のなをさへ知人稀也。」<sup>[注32]</sup>
  - ・「十一 (略) 大坂に「餅業平」「大小」の上手といひし日本伝助といふ狂言仕(是は竹嶋幸左衛門親也)。角介、右之書を伝介に遣しけるに(お郡ふうりうの日記「音信」の一卷写し、遣し侍るといひやりける)、伝助、是を「音信種」と名付て、是より小舞などおほく出来、うたひあやまりける哥ども吟味しけるとぞ。又、盲太左衛門とて哥舞妓鼓の上手、伝介に所望して古来の所作どもの拍子の割様工夫し、(略)右之十二番に是を加て十六番とせり。」<sup>[注33]</sup>
  - ・「廿七 (略)  
○拍子舞の始りは、右にいふ竹嶋幸左衛門親日本伝介也。(略)」<sup>[注34]</sup>
- ⑨『古今役者大全』
- ・「さど嶋の筋ハニツに分れ、一ツハ竹嶋天竺左衛門、是幸左衛門先祖なり。一ツハさ

ど嶋伝兵衛、その子伝八は名高き道外、又其子長五郎なり。」<sup>[注35]</sup>

⑩『歌舞妓事始』

- ・卷之一「天竺左衛門といへるもの、能者六七人をひきゐて、弘廂にて狂言尽しをなせり。」<sup>[注36]</sup>
- ・卷之一「此佐渡嶋家も、後ハふたつにわかれ、竹嶋天竺左衛門 竹嶋幸左衛門、元祖也。佐渡嶋伝兵衛の家 佐渡嶋伝八親 長五郎が祖父也。此両家也」<sup>[注37]</sup>
- ・卷之三「正徳年中竹嶋幸左衛門といへる立役、此小舞を行ひける。此竹嶋氏ハむかしの佐渡嶋氏よりわかれし末也。」<sup>[注38]</sup>

さらに、『画証録』（喜多村筠庭（信節）、天保十年自序。江戸時代初期の相撲、遊女・白拍子、傀儡、歌舞伎その他の風俗を絵画に拠って示し、多くの文献資料を用いて考証したもの）「○歌舞伎に若衆かぶき、女形〔割註〕坊主小兵衛。」女太夫浄るり、芝居のかまへ沿革。」に、

風流つれ草に、大和屋伝助が弟子右近源左衛門、かいだう下りを作り、赤手拭をかつき小舞をしけり。<sup>[注39]</sup>

とある。

そこで、〈佐渡島歌舞伎〉に関する資料⑥『舞曲扇林』⑨『古今役者大全』⑩『歌舞妓事始』にこの『画証録』を加えて「日本伝助」の人物像を考察すると、以下のようになる。

容貌が美しく、元大坂の狂言師で初期歌舞伎では「餅業平」「大小」を得意とした。別名「大和屋伝助」とも言い、後の役者名「竹嶋天竺左衛門」の「天竺左衛門」は狂言の替え名から取った名跡である。小舞を多く振り付け、誤った歌詞の意味を吟味し、古来の所作の拍子と歌詞の割付を工夫した舞踊の巧者で舞の師匠でもある。しかも演者が三味線に乗って唄うように台詞を言いながら踊るといふ、間の良さと磨かれた技を要する拍子舞を考案した。〈佐渡島〉の筋（家系とも流儀とも）の者で後に佐渡島伝兵衛家とに分かれた。日本伝助の子には竹嶋幸左衛門、弟子に「海道下り」を得意とした右近源左衛門がいる。

#### 四、「日本伝助」と「段助」

⑨『古今役者大全』には、次の通り、四条河原に「男芝居」があったことが認められる<sup>[注40]</sup>。

- ・「是につぎて、しのぶ<sup>[注41]</sup>・さどしまといふ両大夫芝居をはじめ、又段助といふ男、別に男芝居と云をはじめける。しかればお国が座ともには、京都に四座ありける。芝

居は中嶋にたゞ一軒なるゆへ、廿日卅日づゝかはり〜につとめしと也。」<sup>[注42]</sup>

ここで言う、段助の「男芝居」が若衆歌舞伎と同質のものかどうか、それを検証する資料は整わないが、「段介」については⑨『古今役者大全』の記述を注視したい。

・「今案ずるに、天竺左衛門・唐左衛門などいふハ、その時の狂言の替名なるべし。此段介座ハ大坂へくだり、蔵人といふ女大夫を仕たて、是を大夫蔵人と号す。右ハ佐渡嶋の秘巻に見へたり。又大夫蔵人座の事ハ、西鶴大鑑に難波のむかし大夫蔵人、おくにが女歌ぶきも絶て、若衆をあまたかゝへ、是ぞ世界の花をどり、塩屋九郎右衛門座と下略云々。(略)」<sup>[注43]</sup>

「天竺左衛門・唐左衛門などいふハ、その時の狂言の替名なるべし。此段介座ハ大坂へくだり」という文脈は、前の文と後の文とのつながりに唐突感が否めない。「此段介」の「此」は「天竺左衛門」(竹島天竺左衛門、日本伝助の後名)を指すと思われる。

さて、〈佐渡島〉が後に竹島天竺左衛門と佐渡島伝兵衛の二つの系統に分かれたことは、「二「佐渡島与三次」と「佐渡島与三兵衛」で挙げた⑨『古今役者大全』や⑩『歌舞妓事始』の記事から読みとることができる。さらに、⑨『古今役者大全』に「○古来芝居巻佐渡嶋長五郎伝来の巻なり。」<sup>[注44]</sup>とあるところからも、佐渡島伝兵衛系では「日本伝助」の「でん助(介)」を「だん助(介)」として伝承していたと推察できる。

また、同じく「二「佐渡島与三次」と「佐渡島与三兵衛」で挙げた⑩『歌舞妓事始』巻之四「○古人役者部類 ○立 役」には、「佐渡島坊」の次に「段助」の名がみえ、しばらくして「竹嶋天竺左衛門」がある。これを見る限り「段助」と「天竺左衛門」とは別人扱いだが、「○古人役者部類」は「古き立もの役者聞伝へたるを載たり。」とあり伝承が不確かであること、そして、「日本伝助」の名がないことから、⑩『歌舞妓事始』は佐渡島伝兵衛系の〈佐渡島系伝承〉を受け継いでいると考えられる。

従って、『舞曲扇林』にみる若衆歌舞伎の始まりを〈佐渡島〉に結びつける伝承と『古今役者大全』にみる「段助」が四条河原で男芝居を始めたという伝承から、四条河原で若衆歌舞伎を始めたのは「日本伝助」だと推測した。

## 五、「段介(段助)」と太夫蔵人の〈おくに歌舞伎〉

⑨『古今役者大全』に、大坂の歌舞伎の始まりについて、次のようにある。

○三ヶの津芝居の始り「一、大坂芝居の始りハ、寛永の始より、若衆かぶきとてあり来りしに、道頓堀九郎右衛門町の裏、下難波領に、その比ハ傾城町ありけるが、此所のけいせい共をおほくあつめ、舞たいへいだし、をどらせなどして、是をお国かぶき

といひし事にて、この芝居すなはち塩屋九郎右衛門芝居にての事なりとぞ。女かぶきにする事、永く御停止となりける故、その後度々前の通りの若衆かぶき再興の願ひ相かなひて、時茲寛文十年の頃より、又々芝居取たて興行しける事、今年のとしまでをよそ八十一年に及べり。<sup>[注45]</sup>

これに拠ると、初代塩屋九郎右衛門が下難波領の遊女を多く集めて舞台へ出して踊らせたのを〈おくに歌舞伎〉と言ったとあるが、⑩『歌舞伎事始』には次のようにある。

・卷之一「○大坂芝居名代并矢倉株 寛永年中京より段介といふもの下り、下難波領のけいせいに女おどりをさせけり。大坂にてハ、これ則お国かぶきといへり。」<sup>[注46]</sup>

また、『撰津名所図会 大坂部 四下』には大坂の歌舞伎の始まりについて次のようにある。

舞伎楽戸<sup>ママ</sup><sup>[注47]</sup>は慶長の頃より名古屋山三<sup>[注48]</sup>お国<sup>[注49]</sup>などいふ者京師北野祇園林五条河原にて始て戯場興行し其後彼等が弟子村山又八松本名左衛門京屋万太夫大坂太左衛門塩屋九郎次同九郎右衛門など伏見の城山指月亭豊太閤の御前にて狂言尽を初けり其後寛永年中京より段介といふ者大坂へ下り下難波領の傾城に都をどり<sup>ママ</sup>を教て仮芝居を初て立けり是難波哥舞妓の始也それより女芸を禁したまへば塩屋九郎右衛門同九左衛門大和屋甚兵衛河内屋与八郎松本名左衛門大坂太左衛門等京都より大坂へ下り芝居興行す其頃ハみな浜芝居也次第に繁昌して人数も増若衆変童五十人計づゝ入替〜をどらせたり其頃ハ名代座本の極りもなく勝手にこれをなす(略)<sup>[注50]</sup>

破線部分に注目すると、寛永年中、京都から大坂へ下った「段介(段助)」が下難波領の遊女に都おどりを教えて一時的に芝居小屋を建てたのが難波歌舞伎の始まりであるというので、⑨『古今役者大全』の記述にはない「段介(段助)」を登場させている。

ところで、「四、「日本伝助」と「段助」」で取り上げた⑨『古今役者大全』にある「西鶴大鑑」とは井原西鶴の『男色大鑑』のことである<sup>[注51]</sup>。破線部分に該当する箇所は『男色大鑑』第六巻の「命乞ハ三津寺の八幡」の中の一文中で、その前後を含めて抜粋すると次の通りになる。

是はいかになりぬか世の姿。難波のむかし。太夫藏人お国が女哥舞妓も絶て。若衆をあまたかゝへ。是ぞ世界の花踊塩屋九郎右衛門座に見し。岩井哥之介平井しづまなど申せしハ。末代にも有まじき美兒なり。此外四十五人舞子ありしが。いづれかいや歌気なるハひとりもなかりき。(略)<sup>[注52]</sup>

『画証録』「○歌舞伎に若衆かぶき、女形〔割註〕坊主小兵衛。」女太夫浄るり、芝居のかまへ沿革。」では、遊女歌舞伎の風俗画にある庵看板を写した手描きの絵を示し、次のように記している。<sup>[注53]</sup>

此水車はやぐら幕の紋なり 又一は林又一郎なるべし。初め伏見にて傾城町発起せしが、後六条に移れりとみゆ 太夫蔵人は西鶴が大鑑にも其名見えて、お国と一双にい はれて高名なりし者也

この風俗画は重要文化財に指定されている「四条河原図屏風」(個人蔵)<sup>[注54]</sup>である。喜多村が「西鶴が大鑑」(『男色大鑑』)を引用して庵看板の筆頭にみえる「蔵人」の名を「太夫蔵人は西鶴が大鑑にも其名見えて」と指摘した点、典拠が示されていないものの「お国<sup>[注55]</sup>と一双にい はれて高名なりし者」とした点が注目される。「段助」が仕立てた蔵人という太夫は又一歌舞伎出身の者だが、お郡小太夫(佐渡島おくに)引退後に又一歌舞伎に属していた蔵人を引き抜いて、難波の〈おくに歌舞伎〉の太夫に仕立てたということは容易に想像がつく。

〈佐渡島歌舞伎〉に関する資料⑨『古今役者大全』⑩『歌舞伎事始』に『男色大鑑』『摂津名所図会』『画証録』を加えて「段助」についてまとめると、次の行跡が認められる。

段助は京都で男芝居を始めた。寛永年中に、大坂へ下り下難波領の遊女に都(女)おどりを教えて仮芝居を興行した。段助は又一歌舞伎の蔵人(六条三筋町の林又一郎抱えの遊女)を女太夫に仕立て、大坂ではこれを〈おくに歌舞伎〉と称した。これが難波歌舞伎の始まりである。太夫蔵人の〈おくに歌舞伎〉<sup>[注56]</sup>も絶え、塩屋九郎右衛門が若衆を大勢抱えた若衆歌舞伎を興行した。

「段助」が大坂新町の遊女に踊りを教えていたことから、六条三筋町の〈佐渡島〉と大坂新町の「佐渡島屋」との関連性を勘案し、「段介」は「日本伝助」と同一人物だと考えてほぼ間違いない。

## 六、むすび

遊女歌舞伎を代表する〈佐渡島〉がいっぽうで若衆歌舞伎を創始し、経営したと言われている。本稿では、伝承経路の異なる諸書を網羅的に取り上げて再検討を加え、若衆歌舞伎における〈佐渡島〉の関与について次の点を検証した。

- (1) 大坂新町の佐渡島町の遊女屋「富士屋(佐渡島屋)」の経営者「佐渡島与三兵衛」とは、京都六条三筋町の遊女屋〈佐渡島〉の経営者「佐渡島与三次」の別名もしくは近親者である。
- (2) 〈佐渡島〉は後に竹島天竺左衛門(前名 日本伝助)系と佐渡島伝兵衛系に分かれる

が、後者では「日本伝助」を「段助」として伝承してきた。

(3) 四条河原で若衆歌舞伎を始めたのは〈佐渡島〉の「日本伝助」である。

(4) 「日本伝助」は下難波領で又一歌舞伎の太夫蔵人の〈おくに歌舞伎〉を興行した。

なお、今後の課題としては、「佐渡島与三次」の芸と「日本伝助」の芸の相違について考察し、〈佐渡島おくに〉の芸を探究したい。

#### [注]

1. 33頁。
2. 『日本大学芸術学部紀要71』17-31頁。
3. 補遺として、愛知県蒲郡市にある天桂院が所蔵する「四条河原図屏風」(『日本の美術483』収載第6図 グラビア)は「此うちにをいて大かふき仕候 たゆはさとしま 一大ふ 一あわち 一八十郎 十月二十九日」(前掲書44頁)とあり、〈佐渡島歌舞伎〉であるという指摘があるため、〈佐渡島歌舞伎〉に関する資料に「四条河原図屏風」(天桂院所蔵)を追加する。また、最新の図録解説に拠り、静嘉堂文庫美術館所蔵「四条河原図屏風」の制作年代を下げた。
4. 蓮智坊(佐渡島長五郎)著『佐渡島日記』(宝暦五年頃成立、安永三年『役者全書』巻四として出版、翌年『役者論語』に収録)を入れなかった理由は、叙述された内容は〈佐渡島系伝承〉というより芸談が主になっているからである。なお、拙論「寛永文化としての遊女歌舞伎〈佐渡島〉の再検証」26頁29行目の著者名を削除する。
5. 『東洋文庫361』178頁。
6. 『舞曲扇林—日本舞踊 基本と本質—』32頁。
7. 『日本庶民文化史料集成 第六巻』11頁。
8. 前掲書95頁。
9. 前掲書96頁。なお、91頁に(嶋原歌舞伎とは)「寛永年中六条三筋町 今云嶋原也。の遊女、芝居能とて舞けるより、いひ伝へしとは大なる誤り也。」とある「嶋原歌舞伎」の由来を否定する一文であるものの六条三筋町の遊女が芝居能として舞っていたことが巷間に流布していた証拠の一つとなろう。
10. 前掲書118・120頁。
11. 前掲書128頁。
12. 名古屋山三郎と名護屋三左衛門は別人と考える。拙論「『孝亮宿禰記』記載「ナコヤ三左」に関する批評分析」(『日本大学芸術学部紀要』第67号)に拠る。
13. ⑨『古今役者大全』「○京都芝居始り之系「名古屋山三弟子 ○村山又八 二男又三郎ハ江戸へ下り、江戸住人となりと云々。」(『日本庶民文化史料集成 第六巻』77頁)、⑩『歌舞妓事始』「同三年の間、村山又八 村山又兵衛子也。山三弟子也。」(『日本庶民文化史料集成 第六巻』95頁)に拠る。
14. 内藤正人氏に拠ると「寛永六年(一六二九)に女歌舞伎の禁令が出されたものの、そののちもそれらは完全に消滅することがなく、しばらくの間は次なる形態の歌舞伎と並行した時期もあったほどだ。」(「遊女歌舞伎(野郎歌舞伎以前)」パンフレット『江戸演劇に生きた人々 第2回遊女歌舞伎』5頁)とある。以下、「寛永年中」は同じ解釈とする。
15. 『舞曲扇林—日本舞踊 基本と本質—』32頁。
16. 前掲書36頁。
17. 概ね現在の大阪府に兵庫県尼崎市から神戸市、三田市におよぶ兵庫県南東部を加えた地域。
18. 国立国会図書館デジタルコレクション『攝津名所圖会5』第24コマ。

19. 瓢箪町・佐渡島町・葎原(吉原)町・新京橋町・新堀町。
20. 『諸艶大鑑』には佐渡島町の遊女屋として富士屋(佐渡島屋)・丹波屋・長島屋の名が認められる。佐渡島町富士屋(佐渡島屋)抱えの遊女には「奥州」「吾妻」「葛城」「高間」「背山」「金吾」「総角」「吉田」が登場し、同じ佐渡島町の丹波屋抱えの遊女は「お琴」「井筒」、長島屋抱えの遊女は「出羽」であるところからも富士屋(佐渡島屋)は規模の大きな遊女屋であったことが窺える。
21. ①「四条河原図屏風」の櫓幕に描かれた富士山の紋は〈佐渡島歌舞伎〉のものとして考えてよいとされているから、「佐渡島屋」を「富士屋」ということは筋が通っている。
22. 『諸艶大鑑』に拠ると、寛文・延宝頃には代替わりし、佐渡島町上之町と下之町の年寄は「勘右衛門」となっている。
23. 名妓二代目吉野は六条三筋町の林与次兵衛家抱えの遊女。
24. 名妓夕霧太夫は島原の扇屋から移り、新町の扇屋抱えとなる。
25. 京都市情報館ホームページ「金戒光明寺境内の林又一郎顕彰碑」伊原青々園撰碑文「(略) 林又一郎の事は世間稀にこれを知るのみ又一郎は足利末期の浪士なり天正十七年京都柳町に煙華の巷を開きまた四条河原に劇場を構へてその妓女をして歌舞伎を演ぜしむこの光景を描ける絵屏風を見るに前面の看板に六条中の町又一大かぶき太夫蔵人市十郎金作としるす蓋し又一は又一郎の略にして或は又市とも書けり慶長十五年名古屋築城の時林与次兵衛といふ者あり京都の女歌舞を率ゐて熱田に興行す又次兵衛は又一郎の別名かもしくは近親ならん当時肥後守加藤清正のために又一郎がその一座の女伶を熊本に下せる事あり尚ほその家に美妓吉野あり風流を以て聞こえ既に劇に脚色せらる又一郎は黒谷善教院に葬れりといふ所伝あれども今はその墳墓を見ず降つて寛文年中故ありて一家は大阪新町に移り家号を扇屋といふ□碑に曰く曾て又一郎がの標として射たる旭日扇を主君より恩賜せられこれより扇を家紋に用ひまた屋号となせり(略)」(2020年10月16日閲覧)
26. 国立国会図書館デジタルコレクション『攝津名所圖会3』第23コマ。
27. 大阪市ホームページ「渡し場の跡 F. 難波島(なんばじま)渡し跡」(2020年10月13日閲覧)。
28. 『舞曲扇林—日本舞踊 基本と本質—』40頁。
29. 前掲書129頁。
30. 前掲書172・174頁。守徳憲治解説「一、挿繪 巧みな画風で、師宣か同門かであらう。」(岩波文庫『舞曲扇林・戯財録 附 芝居秘伝集』所収)に拠る。
31. 『舞曲扇林—日本舞踊 基本と本質—』172頁。
32. 前掲書48頁。なお、十条には「日本伝助」の名はないが、お通がお郡に伝授した小舞の十二番は、十一条には角助から伝助に伝えられ、盲太左衛門と四番を加えて十六番にし、お通・お郡時代のように「しつけ小舞」の性格に戻したとあるところから、十条の当該箇所は明らかに伝助の行跡に関わるものである。
33. 前掲書52頁。
34. 前掲書129頁。
35. 『日本庶民文化史料集成 第六巻』48頁。
36. 前掲書92頁。
37. 前掲書95頁。
38. 前掲書117頁。
39. 『日本随筆大成 第二期』381頁。
40. 服部幸雄氏が「若衆歌舞伎を称する芸能が、曾て言われていたように寛永六年女歌舞伎の禁止によって突如として現われたものではあり得ず、女歌舞伎と併行して行なわれていたことは、史料もありこんにちでは通説となった。」(『歌舞伎成立の研究』「第六 若衆・野郎歌舞伎の踊歌」

- 239頁)、守屋毅氏が「若衆歌舞伎」の名称こそ見えないが、お国が「かぶき踊」を創始した慶長八年(一六〇三)の秋には、同じ京都で「童男カブキ跳」が演じられており(『時慶卿記』同年九月十七日条)、翌年も京都で「童ノカブキ跳」が南都禰宜衆の狂言、獅子舞とともに上演されていた(同書、慶長九年三月二十四日条)。(略)郡司正勝は、これらの少年の踊を、その興行地五条河原が宮川町に続くところから、遊女歌舞伎と同様に色子宿からの出張興行であろうか、としている(「若衆かぶき以前の少年芸」。(略)、『日本芸能史5』「第一章 芝居と遊里 二 若衆と野郎」31-32頁。)など確証・傍証は多数挙げられている。
41. ⑨『古今役者大全』に「しのぶハ門屋唐左衛門かたへゆき、唐左衛門伊勢中ノ地藏古市の芝居の元祖となり、代々唐左衛門といひしが、後ハ門屋佐兵衛といひ、其子を服部佐七といへり。いせの芝居尤由緒ふかし。(略)」(47-48頁)とある。
  42. 『日本庶民文化史料集成 第六巻』47頁。
  43. 前掲書48頁。
  44. 前掲書8頁。
  45. 前掲書10頁。
  46. 前掲書101頁。
  47. 目次には「歌舞伎楽戸」とある。
  48. 名護屋三左衛門と推測する。
  49. 〈佐渡島おくに〉と推測する。
  50. 国立国会図書館デジタルコレクション『攝津名所圖会5』第15コマ。
  51. 旧稿では拙速に過ぎて『西鶴大鑑』を『諸艶大鑑』に仮託したため誤った推測を導き出してしまった。よって、その該当箇所は削除する。
  52. 国立国会図書館デジタルコレクション『男色大鑑 第五巻』第10コマ。
  53. 『日本随筆大成 第二期』371-372頁。
  54. 『日本の美術 483』収載 第7図。現存する中では最初のものとなる。なお、『画証録』収載の手描きの絵では庵看板の下に「水車」の紋を写しているが、それとは異なり、「四条河原図屏風」では「水車」を描いた櫓幕の中、入り口の鼠木戸の右上に庵看板が掲げられてある。
  55. 〈佐渡島おくに〉と推測する。
  56. 『日本庶民文化史料集成 第六巻』所収の翻刻では「難波のむかし<sup>ママ</sup>大夫藏人、おくにが女歌ぶきも絶て」(48頁)と読点が付されているため意味不明であったが、原典の『男色大鑑』には「太夫藏人お国が女哥舞妓も絶て」とあり、筆者は「太夫藏人の〈おくに歌舞伎〉」と解釈した。ということは、〈佐渡島おくに〉の引退後、〈おくに歌舞伎〉は太夫藏人によって継承されたことを窺わせている。

## [参考文献] (五十音順)

### ○単行本・雑誌

- ・藝能史研究会編『日本芸能史 第5巻 近世』(法政大学出版局、1986)
- ・守随憲治校訂『舞曲扇林・戯財録 附 芝居秘伝集』(岩波文庫、1943)
- ・守随憲治『役者論語』(東京大学出版会、1954)
- ・暉峻康隆訳・注『現代語訳 西鶴全集 第二巻 諸艶大鑑』(小学館、1976)
- ・暉峻康隆訳・注『現代語訳 西鶴全集 第三巻 男色大鑑』(小学館、1976)
- ・服部幸雄『歌舞伎成立の研究』(風間書房、1968)
- ・丸茂祐佳編著『舞曲扇林—日本舞踊 基本と本質—』(私家版、2011)
- ・守屋毅編訳『増補 役者論語』(徳間書店、1973)

○論文・記事

- ・白倉一由「『男色大鑑』—歌舞伎若衆の世界—」(『山梨英和短期大学紀要 18 巻』、1985)
- ・田沢裕賀『日本の美術 8 第 483 号 遊楽図と歌舞伎図』(至文堂、2006)
- ・内藤正人「遊女歌舞伎(野郎歌舞伎以前)」『江戸演劇に生きた人々 第 2 回遊女歌舞伎』パンフレット(紀尾井小ホール、2012)
- ・丸茂美恵子「寛永文化としての遊女歌舞伎〈佐渡島〉の再検証」(『日本大学芸術学部紀要 第 71 号』、2020)
- ・丸茂美恵子「『北野世家日記』記載「国」周縁と寛永文化の関わりについて」(『日本大学芸術学部紀要 第 69 号』、2019)
- ・丸茂美恵子「『孝亮宿禰記』記載「ナコヤ三左」に関する批評分析」(『日本大学芸術学部紀要 第 67 号』、2018)

○図録

- ・『江戸のエナジー 風俗画と浮世絵』(静嘉堂文庫美術館、2020)
- ・『三百年祭記念 西鶴展』(朝日新聞社文化企画局・大阪企画部、サントリイ美術館・大阪市立博物館、1993)

○古文献

- ・浅井了意『東海道名所記』朝倉治彦校注 東洋文庫 361『東海道名所記 2』(平凡社、1979)
- ・井原西鶴『男色大鑑』国立国会図書館デジタルコレクション 書誌 ID000007311485
- ・井原西鶴『諸艶大鑑』国立国会図書館デジタルコレクション 書誌 ID000007297434
- ・喜多村信節『画証録』『日本随筆大成 < 第二期 > 4』(吉川弘文館、1974)
- ・塩竈神社蔵『業平おどり十六番』影印『歌舞伎成立の研究』(風間書房、1968)
- ・為永一蝶『歌舞伎事始』『日本庶民文化史料集成 第六巻 歌舞伎』(三一書房、1973)
- ・八文字其笑・八文字瑞笑撰、多田南嶺『古今役者大全』国立国会図書館デジタルコレクション 書誌 ID000007292823
- ・八文字屋其笑・八文字屋瑞笑、『新撰 古今役者大全』『日本庶民文化史料集成 第六巻 歌舞伎』(三一書房、1973)
- ・『攝津名所圖会』(秋里籬篤著述、竹原春朝斎ほか画、寛政八年・十年刊、九巻十二冊)国立国会図書館デジタルコレクション 書誌 ID000011008188

○Web サイト

- ・大阪市ホームページ「渡し場の跡 F. 難波島(なんばじま)渡し跡」(2020年10月13日閲覧)  
<https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000011264.html>
- ・京都市情報館ホームページ「金戒光明寺境内の林又一郎顕彰碑」(2020年10月16日閲覧)  
<https://www2.city.kyoto.lg.jp/somu/rekishi/fm/ishibumi/html/sa243.html>